平成２９年（フ）第６７５０号
神奈川県横浜市緑区霧が丘６丁目１－１　霧が丘グリーンタウン13棟503
破産者　西谷源一郎
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５１号
神奈川県横浜市緑区霧が丘６丁目１－１　霧が丘グリーンタウン13棟503
破産者　西谷　玲子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５５号
東京都豊島区池袋３丁目36－１　広木荘　６号
破産者　高柳　幸男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２６号
千葉県我孫子市都部74番地の１
破産者　有限会社向観光
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７８３号
大阪市東淀川区小松４丁目12番25号
破産者　株式会社ｈａｉｒｍａｋｅＤｉａｎａ
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７３号
大阪市福島区鷺洲２丁目５番34号
破産者　有限会社キャンデイ・ボックス
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１号
岡山県津山市勝部332番地の１
破産者　フジコーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２６号
岩手県久慈市中央２丁目33番地
破産者　株式会社西塚商店
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第２６５号
東京都東村山市恩多町５丁目54番地１サニーコート野火止302
破産者　田中　和昭
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５００号
東京都青梅市長淵１丁目９番地
破産者　中丸由紀子
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７９９号
東京都町田市高ヶ坂６丁目20番13号
破産者　有限会社アカサカ
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１６号
東京都東久留米市金山町１丁目７番10号信コーポ201号室
破産者　金子　栄二
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８５２号
東京都清瀬市竹丘２丁目４番48―105号
破産者　相馬　正廣
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６４５号
横浜市都筑区川和町81番地４エクセル市が尾南404
破産者　有限会社犬童建装
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７９１号
横浜市南区永田南２丁目10番18号
破産者　有限会社ハジメ工業所
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市中山町5289番地１―102号
破産者　株式会社シモデン
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２６７号
北九州市八幡西区力丸町８番18―207号、開始決定時の住所北九州市八幡西区本城東４丁目５番３号
破産者　木村　翔斗
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１号
青森県八戸市大字河原木字小田上９番地37松野住宅、前住所青森県上北郡おいらせ町浜道178番地235
破産者　沼畑　礼子
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲818番地１
破産者　小林　秀行
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８２号
千葉県松戸市常盤平２丁目20番地の６　ホワイトコーポラス306号、旧住所さいたま市中央区大戸６丁目27番７号
破産者　鶴巻　奈々（旧姓石田）
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係